

市内小学校におけるいじめ重大事態に係る調査報告書（概略版）

1 事案及び調査の概要

（1）事案の概要

本事案は、市内小学校当時4学年の被害児童A（以下、A）に対するいじめの疑いを対象としている。

Aの保護者から、Aが加害児童B（以下、B）からいじめを受けたという訴えがあり、「いじめが解決しない」という理由で転学申請を行ったため、いじめ重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項1号に該当する）と判断し、調査を行った。

（2）調査を行う組織

調査の主体を、八潮市教育委員会（以下、市教委）、調査を行うための組織を「八潮市いじめ対策委員会（保護司、公認心理師、元草加警察署勤務、保護者、元公立中学校教諭の5名）」とした。

（3）調査

① 調査の目的

本調査は、「事実の有無と八潮市いじめ対策委員会設置に至るまでの当該校及び市教委の対応を調査し、事実に向き合うこと」「調査結果を踏まえて、同種の事態の再発防止を図り、いじめ防止に向けた提言を行うこと」を目的とするものであり、民事・刑事上の責任追及や訴訟等への対応を目的とするものではない。

このことをAの保護者、Bの保護者に対して市教委から説明し、八潮市いじめ対策委員会においても確認した。

② 調査の対象と方法

調査の実施にあたり、Aの保護者、Bの保護者に調査の目的や方法などについて事前に説明をした。本来であれば、A及びB、関係児童に聞き取りを行うところであるが、Aの保護者の申し出により、Aの聞き取りは実施しないこととし、公平性の観点から、Bや関係児童への聞き取りも実施しないこととした。そのため、当該校の報告書をもとに、Aの保護者、Bの保護者、当該校の管理職、関係職員、市教委からの聞き取りの範囲で判断することとした。

2 調査結果及びいじめに対する対応の検証

（1）いじめの有無

本事案におけるAの保護者の訴え（以下の2件の行為）についての事実関係等の調査を行った。

① 令和5年10月頃に、AがBから暴力を振るわれたり、口止めされたりした。

② 令和5年11月15日（水）に、AがBから「死ね」と言われた。

上記の2件のうち、①については、「BからAに対するいじめがあったと推測できる」、②については、「いじめの有無は判断できない」とした。

（2）学校の対応の検証

① 本事案に関する学校の初期対応について

学校は初期対応において、当該児童から粘り強く聞き取りをし、両児童の非に気づかせ、お互いに謝罪する所まで指導していた。また、管理職へ報告し、助言を受けて、当該児童と保護者に対応していた。しかし、保護者連絡の際、説明不足な点や意図が伝わっていない点があり、保護者に認識のズレを与えてしまった。管理職は、当初、本事案が「いじめ重大事態になる可能性がある」という認識が乏しく、担任と連携して取り組んでいたが、早期に臨時の校内いじめ対策委員会を開いて、学校全体で知恵を集結して取り組むべきであったと言える。

② 保護者同士の話し合いに関する対応について

管理職は、保護者との対応において、担任をバックアップしているが、必ずしも十分であったとは言えない。両保護者に対して、より丁寧な説明とコミュニケーションが必要であり、学校と両保護者の話し合いまでの準備不足があったと言える。保護者に対して、さらに寄り添った対応をする必要があったと言える。話し合いが決裂に終わったとは言え、学校は両保護者の思いや状況を把握する必要があり、話し合いを行う努力をするべきであったと言える。

③ 保護者との連携について

初期対応として、いじめ基本方針に則り、「いじめの事実確認」「当該児童や関係児童の聞き取り」「当該児童の思いの確認」「保護者連絡」「市教委への報告」などを丁寧に行っていたと言える。しかしながら、「保護者周知の不十分さ」や「保護者に寄り添った対応の不十分さ」があったと言わざるを得ない。

④ 校内組織における情報共有及び対応の協議について

管理職の報告はできていたが、一部の関係職員のみで情報を共有し、校内組織として、いじめ事案の対応について協議の場がなかったと言える。管理職が早期に臨時の校内いじめ対策委員会を開いて、学校全体で協議して取り組むべきであったと言える。

⑤ 指導における「謝罪」について

担任はAの思いに寄り添いながら、Aの非にも気づかせ、お互いに謝罪する所まで指導している点は、いじめをなくす上で、指導における「謝罪」に一定の効果があったと言える。しかし、事実をもう少し明らかにしてから指導における「謝罪」を行っていたら、保護者の認識のズレは生まれなかった可能性があると言える。

(3) 市教委の対応の検証

① 本事案に関する初期対応について

学校、警察と連絡を取り、情報共有し、今後の方策を立てていて、当該校に対して、「Aの支援・指導の記録」や「これまでの経過報告」の作成及び提出を求め、状況把握に努めていたと言える。

② いじめ重大事態の判断に至るまでの対応について

Aの保護者が相談に来て以来、保護者の訴えや要望を聞きながら、学校とも情報共有をして、必要な手立てを行ってきた。しかし、学校の対応を踏まえて、いじめ重大事態になる可能性が低いと考えていたため、もう一步踏み込んだ学校への指導、支援ができなかったと言える。

③ 市教委内の情報共有について

情報共有を行いながら対応を進めていたが、「AやBのこれまでの状況」や「Aの保護者の訴え」なども踏まえ、より慎重に検討することが必要であったと言える。

④ 市内小・中学校への指導について

各学校に対して、様々な場面で情報提供し、いじめについての理解を深める努力をしている。市教委として取るべき対応をしっかりと行っているようではあるが、学校に対して、もう一步踏み込んだ対応をすることで、市全体のいじめに関する意識を醸成し、各学校のいじめの対応をよりよいものにすることができたと言える。

3 再発防止策のための提言

(1) 当該校への提言

① 児童の心の状態の把握といじめの早期発見

○アンケート調査の在り方

- ・アンケートはいじめ発見の有効な手段の1つである。学校は月に1回程度実施し、そのうち少なくとも1回はアンケート用紙を自宅に持ち帰らせるなどして、保護者の考えも汲み取れる工夫をする。
- ・アンケートの実施にあたっては、記名の有無や質問項目を検討して実施するとともに、必要に応じて、関係保護者の意向を取り入れ、臨時で実施するなど、柔軟に対応する。
- ・アンケート実施後は、速やかに内容の確認を複数の目で行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときには、迅速に対応する。
- ・聞き取りを行う場合、アンケートを記入した児童が特定されないように配慮しながら聞き取りをするとともに、関係保護者への連絡を丁寧に行い、今後の対応について、児童や保護者に寄り添った対応をする。

○定期的な面談等の実施

- ・定期的な面談等の実施をするとともに、必要に応じて担任以外が面談することにより、複数の教職員が児童と関わり、多角的、多面的な対応をすることができる。
- ・アンケートと面談を合わせて実施することも効果的である。
- ・面談等で得た内容について、校内で必ず共有する。

②保護者に寄り添った対応

○児童・保護者の思いに寄り添った対応

- ・受容、傾聴、共感の姿勢をもって、児童・保護者の相談を聞き、「訴え」を正確に把握する。
- ・対応を進めるにあたっては、児童・保護者の意向を十分に聞き、その心情に配慮しながら対応する。

○保護者連絡の方法

- ・学校は、「子供たちの安心・安全が最優先であること」「子供たちの命を預かっていること」を常に意識し、学校で起きたことに関して、保護者へ情報提供する必要がある。
- ・該当保護者に対して、正しい情報をこまめに、丁寧に連絡するとともに、関係保護者に対しても個人情報に配慮しつつ、丁寧に連絡する。

○関係機関及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携

- ・学校は関係機関と連携し、必要に応じて、保護者へ情報提供する。
- ・学校は不安や悩みを抱える児童や保護者に対して、心理の専門家であるSCに相談できるよう相談体制を整える。また、相談内容に応じて、養護教諭や福祉の専門家であるSSWとの情報共有を行い、支援策について組織的に検討し、支援を行う。
- ・教育相談所に配置している臨床心理士やSCとも連携し、児童・保護者に寄り添った対応をする。

③ いじめに対する学校の組織対応の在り方

○初期対応の在り方

- ・担任任せにはせず、管理職も積極的に関わり、チームとして対応する。
- ・役割分担を明確にし、迅速かつ丁寧に対応するとともに、情報共有を密に行う。
- ・常に最悪の事態を想定して対応する。

○記録のファイリング

- ・「いつ、どこで、誰が、誰に対して、何を、どのように」等、5W1Hに沿って、時系列に正確な情報を記録する。また、推測や主観を交えず事実のみを記載することが大切である。
- ・「その場での指導や対応」「児童生徒がどのように話をしたか」等が分かるよう、あらかじめ記録の様式を定めておくことも必要である。また、児童生徒から聞き取った内容だけでなく、教職員の対応した記録も残しておく。
- ・対応の記録を残し、事例の経過について学校が組織で対応し、管理職をはじめ全教職員が確認できるようにしておく。

○管理職を中心とした組織的な対応

- ・基本方針を年度初めに職員会議などで毎年確認する。
- ・いじめ対応の基本的な考え方について、職員に浸透するように、具体例に基づくケーススタディ型の研修等を定期的に行う。
- ・校内いじめ対策委員会を設置し、委員を中心に、職員全員の共通理解を図るとともに、委員会を有効に活用する。
- ・校内いじめ対策委員会は、定期的な開催だけでなく、必要なときに臨時開催して対応する。
- ・多角的な視点や幅広い対応を行うために、関係諸機関及びSC・SSWとの連携を図る。
- ・校内いじめ対策委員会は、いじめの対応だけでなく、学校のいじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCAサイクルで検証を行うことも必要である。

○指導における「謝罪」の在り方

- ・謝罪をもって安易に解決せず、事実を明らかにするなど、謝罪に至る過程を大切に指導し、組織として対応する。
- ・本人、保護者の意向を聞きながら、保護者との連携を密にして進める。
- ・解決の見届けを必ず行う。

(2) 市教委への提言

① いじめ対応及びいじめ防止対策についての啓発の強化

- 校長会、教頭会と連携し、いじめ対応や防止対策について啓発を行う。情報共有だけでなく、事例をもとに具体的な支援・指導を行う。
- 小中一貫教育推進検討部会（こころ部会、しえん部会）において、生徒指導主任や教育相談主任などへの啓発を行うとともに、各学校で行っている生徒指導部会や教育相談部会に指導主事が参加し、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭への啓発を行う。

② 具体的かつ組織的な対応についての研修の実施

- 「研修の充実」や「教職員の資質・能力の向上」を図るために、事例を活用した研修などを行う。
- 各学校でいじめに関する研修を実施するための資料を作成する。
- 各学校のいじめ撲滅に関する取組を把握し、取組の見届けを徹底する。
- 各学校が作成しているいじめ防止基本方針の確認及び見届けを行う。

③ 関係機関及びスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携の強化

- 学校、関係諸機関との密な連携、学校運営の独自性を尊重、信頼しつつも、必要と判断した場合は、一緒に取り組みながら指導、支援をする。
- 教育相談所やSC・SSW、中学校配置のさわやか相談員との連携を強化し、効果的な活用をするために研修等を実施する。
- 教育相談所に行くのが難しい児童・生徒、保護者のために、オンライン相談ができるよう対応の強化を進めていく。

④ 人員の確保

- 市内の全ての小学校にさわやか相談員を配置し、相談体制の強化をする必要がある。
- 市行政には、教育予算の増額を要望する。併せて、市として、県と国への教育予算増額の要望をされることを切望する。